

## 写真俳句連絡協議会定款

### 第1章（総則）

第1条（名称）本会は写真俳句連絡協議会（通称「写俳連」）と称する。

第2条（事務局）本会は事務局を東京都千代田区九段南1-5-6りそな九段ビ5F  
KSフロア（資）ウーニクス内に置く。

### 第2章（目的及び事業）

第3条（目的）本会は写真と俳句（五七五）のコラボレーションをひとつの表現文芸として楽しむ個人及び各種団体が、情報共有のネットワーク化を図り、会員の主体的な参加を通じて、創作活動の普及を図ることを目的とする。

第4条（事業）本会は目的を達するため次の活動をする。

1. 写真俳句の普及
2. 写真俳句に関する情報共有
3. 写真俳句の講座提供、講師派遣、講師養成
4. 写真俳句コンテスト、イベントの企画及び開催
5. 各種団体、個人の交流連携に係わる諸事業
6. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章（会員及び会費）

第5条（会員）本会は会員から構成される。

1. 会員は目的に賛同して入会する個人・法人・団体からなる
2. 会員は本会事業に協力しようとするものである

第6条 入会は申込書を代表に提出し、代表の承認を得なければならない。

第7条（会費）会員は総会の定めるところにより会費を納めなければならない。

一般賛助会員	個人	年額	1口	3,000円
特別賛助会員	団体・法人等	年額	1口	10,000円

第8条（退会）退会は退会届を代表に提出しなければならない。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
- (1) 本人が死亡した場合
  - (2) 会費を2年以上納入しないとき

### 第4章（役員）

第9条 本会に次の役員を置く

1. 会長1名
2. 副会長1名

3. 理事数名

4. 監査役1名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条（職務）会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

第11条（解任）役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会または臨時総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

## 第5章（総会）

第12条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。

ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則、事業等の変更

(2) 解散

(3) 事業報告及び収支予算

(4) 役員を選任又は解任

(5) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

## 第6章（事業年度）

第14条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章（事務局）

第15条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

## 第8章（委任）

第16条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第9章（変更）

第17条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

## 附則

1. この定款は設立総会（平成 27 年 10 月 20 日）により決定した。
2. 本会の設立年月日は平成 27 年 10 月 20 日とする。
3. 本定款は平成 27 年 10 月 20 日から施行する。
4. この団体の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長： 中村廣幸

副会長： 矢崎英夫

理事： 山口亜希子

理事： 石井強詞

理事： 関武士

理事： 斉藤牧子

監査役： 木村満美

名誉顧問： 森村誠一

写真俳句連絡協議会 事務局

102-0074

東京都千代田区九段南 1-5-6 りそな九段ビル 5F KSフロア

ウーニクス内 写真俳句連絡協議会